契約書添付仕様書

(必要なものに〇印をつける)

※ 土木、建築工事関係

〇 土木工事共通仕様書

公共建築工事標準仕様書(建築工事編)

公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)

公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)

公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)

公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編)

建築物解体工事共通仕様書

木造建築工事標準仕様書

〇 特記仕様の場合

(令和6年度 伊豆スカイライン 料金所再編に伴う道路改良工事における特記仕様書)

(アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書)

(週休2日推進工事(土木工事等)特記仕様書)

※ 業務委託関係

測量作業共通仕様書 用地調査等共通仕様書 工損調査共通仕様書

地質・土質調査共通仕様書土木設計業務等共通仕様書特記仕様の場合

令和6年度 伊豆スカイライン 料金所再編に伴う道路改良工事における特記仕様書

受注者は、本工事を施工するにあたり、土木工事共通仕様書に記載されている項目ではあるが、下記1~4の条件を履行すること。

記

1 掘削残土は仮置きとし、巣雲山、池の洞駐車場、大幡野駐車場及び丸野山駐車場に運搬すること。

また、第三者被害が出ないように残土の周りを仮囲し夜間照明を取り付けること。 なお、残土は、出来る限り土質毎(シルト、砂質礫、路盤材)に分類すること。

- 2 具体的な安全管理及び交通管理(仮囲い、交通誘導員の配置等)計画を作成し、工事 着手前までに監督員の承諾を得ること。
- 3 種子散布工、植生シート及び芝張工に使用する材料は、在来種の国産種子等とすること。
- 4 隣接する関連工事の受注者とコンクリート舗装、擁壁工等の施工時期及び施工方法を協議し監督員に報告すること。
- 5 騒音、振動等に対する地元調整をしっかり行うこと。

アスファルト舗装工事における入札契約特記仕様書

本工事を施工するに当っては、下記 $1\sim3$ の条件を満足する施工体制が確保できることとする。

また、契約締結後は、遅延無く別紙様式第1号、2号、3号、4号により下記の内容 について届け出ること。

ただし、様式第2号及び3号の協力会社が同一であれば、様式第3号の添付資料を 省略できる。また、様式第4号は主任技術者が舗装施工管理技術者(3年以上の実務経 験者)である場合は不要とする。

記

1 自社と恒常的な雇用関係にある舗装施工管理技術者((社)日本道路建設業協会による 資格)を本工事に専任で配置すること。

ただし、自社雇用の舗装施工管理技術者の本工事への専任期間は、一般に契約締結した工期ではなく、実際に舗装に関わる工事(表層工、路盤工等)の施工期間とする。

- 2 自社所有または長期リース契約により保持する舗設機械による施工が確保できること。
 - (1)「長期リース」とは、6ヶ月以上連続したリース契約とする。
 - (2) 舗設機械とは、主たる工種を舗設するために使用する機械とする。ただし、特殊 舗設機械(切削機、スタビライザー、二層同時敷き均しフィニッシャー等) は除 く。
 - (3) 施工部門を分社化による連結決算の対象としている会社、または完全協力会社(直近の3ヵ年連続して年間2回以上、アスファルト舗装工事の下請契約を行っている恒常的な協力関係にある会社)の保有する舗設機械は「自社所有又は長期リース契約により保持」と同等の扱いとする。
- 3 本工事の施工に当り、自社雇用の職長の他、同じく自社雇用のオペレーター、スクリードマン、レーキマン等の特殊な技能を持つ技能者(一般作業員は除く)が 1 名以上 従事できること。

なお、施工部門を分社化による連結決算の対象としている会社、または完全協力会社 (直近の3年間連続して年間2回以上、アスファルト舗装工事の下請契約を行っている 恒常的な協力関係にある会社)の技能者は「自社雇用」と同様の扱いとする。ただし、 特殊舗設機械(切削機、スタビライザー、二層同時敷き均しフィニッシャー等)を使用 する工事においては、この限りではない。 様式第1号 用紙(日本工業規格A4版縦型)

主任技術者が舗装施工管理技術者資格取得者等の場合の確認

工事名		契約金額(税込み):	円
工期		会社名:	_
氏名 項目			
舗装施工管理 技術者資格等 (*1)	種別: 登録番号: 登録年月日: 有効期限: 生年月日:	舗装工事経験の工事名(*2) 1、 2、	
法令による免許	舗装施工管理技術者資格以外の資格	3,	

- (注) *1 舗装施工管理技術者資格者証の写し及び法令による免許については免許を証する書面の写しを 添付すること。
 - *2 主任技術者が舗装施工管理技術者でない場合、1年1件以上かつ3年で3件以上の実務経験のある工事名と技術者担当を記入する。また、実務経験の工事は官公庁発注の舗装工事とし、その契約書(コリンズ)の写しを添付すること。

なお、舗装施工管理技術者等が舗装施工期間中専任する場合は、本様式ではなく様式4号を提出すること。

様式第2号 用紙(日本工業規格A4版縦型)

当該工事に従事する自社雇用の技能者等

工事名

施工場所

契約工期

会社名

	_			経験年数	雇用会社			
技能職名	氏	名	会社名		自社	連結	完全 協力	その他
職長								
オペレーター								
スクリードマン								
レーキマン								

- 注1) 雇用会社欄においては、該当会社のいずれかに○を付す。
- 注2) オペレーターとは、アスファルトフィニシャーのオペレーターをいう。
- 注3) 職長及びその他の技能者(1名)については雇用関係が確認できる書類を提出時に提示すること。
- 注4) 完全協力会社(恒常的に協力関係にある会社)とは、直近の3年間連続して年間2 回以上のアスファルト舗装工事(官公庁発注工事のみ)において下請け契約を行っ ている会社をいう。
- 注5) 技能者が連結決算の子会社または完全協力会社の雇用である場合、次の資料を 提出すること。
 - 連結決算会社の場合、連結決算が確認できる財務諸表等の資料
 - ・完全協力会社の場合、直近の3年間連続して2回以上のアスファルト舗装工事(官公庁発注工事のみ)において、下請け契約を行っていることが確認できる資料(コリンス・または工事契約書の写し等)
- 注6)経験年数とは、その職務に携った年数をいう。

ナ 車 タ

協力関係を 示す資料

当該工事の施工機械

<u> </u>			_
工事個所			
工期			•
			_会社名:
	アスファルトフィニシャー	マカダムローラ	タイヤローラ
登録番号等			
保有会社			
保有形態			
協力関係			
所有等を示す資料			

- 注1) 登録番号は、車両登録番号または車体番号を記載する。
- 注2) 自社保有又は6ヶ月以上リースの施工機械は確認できる証明書を添付すること。 「車検証の写し」、「登録番号証明書」、「リース契約書の写し」等
- 注3)連結決算または完全協力会社(恒常的な協力関係にある会社)での保有機械の場合は、 その関係を示す次の書類を添付すること。
 - 連結決算会社の場合、連結決算が確認できる財務諸表等の資料
 - ・完全協力会社の場合、直近の3年間連続して2回以上のアスファルト舗装工事(官公庁発注工事のみ)において、下請け契約を行っていることが確認できる資料(コリンス または工事契約書の写し等)

主任(監理)技術者が舗装施工管理技術者資格等をもっていない場合の資格取得者等の現場専任期間について

工事名			
工期			_
請負者名			- 契約金額(税込み): 円
Ī	主任(監理)技術者		3年以上の実務経験者
項目			
法令による免許			
舗装施工管理技 術者資格等		舗装施工管理技術者資格種別 〇級登録番号: 登録年月日: 有効期限: 生年月日:	・実務経験の工事名等を記載。(工事名、担当) (*1) ・1年1件以上かつ3年で3件以上の工事名を 記載すること。
舗装施工期間			
契約工期のうち、 取得者を当該工事		里者の資格を取得していないため、舗装工に関	する期間中は、上記の舗装施工管理技術者資格
	工事請負業者住所		_
	代表者役職		_

注 *1 実務経験の工事の契約書またはコリンズの写しを添付すること。(実務経験の工事は官公庁発注の舗装工事とする)

代表者名_____

週休2日推進工事(土木工事等)特記仕様書 (発注者指定型)

第1条 目的

本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において 週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とす る。

第2条 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。ただし、年末年始休暇 (6日間)、夏季休暇 (3日間)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。

(3) 現場閉所

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事 務所が閉所された状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必 要な作業を行う場合を除く。

(4) 現場閉所率

対象期間における現場閉所日数の割合(現場閉所日数/対象期間日数)で算定する。現場閉所率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。

第3条 実施方法

週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- ・受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表を監督員に提出し、 これに基づき施工を行う。なお、受注者の責めに帰すことができない理由により 実施が困難な場合には、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。
- ・受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- ・監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。 なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に 応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

第4条 費用の計上

別に定める「週休2日推進工事積算要領」に基づき、費用の計上を行うものとする。

第5条 工事成績における評価

工事成績評定の対象となる工事にあっては、現場閉所率に応じて以下のとおり「創意 工夫」項目で加点を行うものとする。

- (1) 4週8休以上の場合は、2点を加点する。
- (2) 4週7休以上4週8休未満の場合は、1点を加点する。
- (3) 4週6休以上4週7休未満の場合は、0.5点を加点する。

第6条 達成証明

4週6休以上の現場閉所が確認された場合は、その達成状況を工事検査結果通知書により発注者から受注者に通知する。

入 札 条 件

(特に定めた契約条件)

- 1. この工事は、令和6年度から令和7年度にわたるものである。
- 2. 令和6年度の支払いは、110,000,000円を限度とし、残額は令和7年度に支払う。 ただし、令和6年度の支払額は、工事の出来形部分または製造工場等にある特殊な 工場製品に相当する請負代金額の10分の9以内とする。
- 3. 前払金総額は請負代金の4割以内とし、各年度に分割して支払う。

当該年度の支払い限度額 各年度前払金の支払額 ≦ 前払金総額 × 請 負 代 金

請負者は前払金を受けようとする場合は、各年度(令和7年度は工事完成期限)を 保証とした、公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社(以下 「保証会社」という。)の発行する保証書を受注者に寄託しなければならない。

4. 中間前払金総額は、請負代金の2割以内とし、各年度に分割して支払う。

当該年度の支払い限度額 各年度中間前払金の支払額 ≦ 中間前払金総額 × 請 負 代 金

請負者は第3項に規定する前払金の支払いを受けた後、中間前払金を受けようとする場合は当該年度の工事実施期間の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべきものとされている当該年度の建設工事に係る作業が行われており、既に行われた当該年度の建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであることについての認定を受けた後、各年度末(令和7年度は工事完成期限)を保証期間とした保証会社の発行する保証書を受注者に寄託しなければならない。

- 5. 令和6年度の前払金及び中間前払金は、令和6年度末までにその全額を償却するものとする。
- 6. 発注者は、予算上の理由等により、第2項から第4項に規定する支払額を変更することができる。

施工条件明示事項

下記項目のうち適用項目〇印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するもので ある。

記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。 なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

工事名

令和6年度 伊豆スカイライン 料金所再編に伴う道路改良工事

工事箇所

伊豆の国市長者原~伊東市宇佐美 地内

		明示項目	適	明テが必要が担合	明二重话	内容
	ツ 小 垻 日 A 1 関連工事との調整		用	明示が必要な場合	明示事項	内容
ᅟᅟᅟ		ハベーチしい門正		他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影音を受ける部方	舗装工
程関			0		影響を受ける工事内容	コンクリート舗装
					関連する工事内容	新料金所建築工事
		# = p+ #0			関連する工事の開始又は完了の時期	令和6年11月頃着手
	2	施工時期、時間の制限		施工時期、施工時間及び施工方法が制限 される場合	制限される施工内容	
			0		制限される施工時期、施工時間	年末年始、ゴールデンウィーク、夏休み
					制限される施工方法	
	3	関係機関等との協議		当該工事の関係機関等との協議に未成立 のものがある場合	制約を受ける内容	作業全般
			0		協議内容	道路法第80条協議未成立
					協議成立見込時期	未定
			0	関係機関、自治体等との協議の結果、特定 の条件が付され当該工事の工程に影響が	影響を受ける部分	国立公園内
				ある場合	影響を受ける内容	緑化工事、残土処理
	4	土壌汚染、地下埋設物及び 埋蔵文化財の事前調査	0	工事着手前に土壌汚染、地下埋設物及び 埋蔵文化財等の事前調査を必要を必要と する場合 地下埋設物等の移設が予定されている場合	調査項目	六価クロム
					調査期間	令和6年10月頃
					移設期間	
В	1	工事用地等の未処理部分		工事用地等に未処理部分がある場合	場所・範囲	
用地					処理の見込み時期	
関	2	工事用地等の復旧		工事用地等の使用終了後の復旧	内容	
係	3	借地		工事用仮設道路・資機材置き場用の用地を 借地させる場合	場所·範囲	
					時期·機関	
					使用条件・復旧方法	
	4	仮用地等として官有地の 提供		施工のための仮用地等として施工者に、官 有地等を使用させる場合	場所・範囲	
				The de Extre e dissipa	時間·時期	
					使用条件	
					復旧方法	
C 環	1	公害防止 (騒音、振動、粉塵、排 出ガス等防止)	0	工事に伴う公害防止のため、施工方法、建 設機械・設備、作業時間等の指定が必要な 場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間	低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械 指定要領に基づき指定される建設機械・設備を使用するものとする。
境対	2	騒音、振動、地盤沈下、 地下水枯渇等の防止調査		工事の施工に伴って発生する騒音、振動、 地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される 場合	事前・事後調査の区分	
策					調査時期	
関係					未然に防止するための必要な調査方法	
					未然に防止するための必要な調査範囲	
	3	電波障害等に起因する事 業損失防止調査		電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合	事前・事後調査の区分	
					調査時期	
					未然に防止するための必要な調査方法	
					未然に防止するための必要な調査範囲	
	4	濁水、湧水等の処理		濁水・湧水等の処理で特別の対策を必要と する場合	処理施設、処理条件	
	5	特別の環境対策		周辺住民の要望や関係官公署の指導等に より特別の環境対策を必要とする場合	内容	
Dψ	1	交通安全施設		交通安全施設等を指定する場合	指定の内容	
安全					指定の期間	
対策	2	近接施工		鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限が	制限される施工方法	
関				ある場合	制限される作業時間帯	
係	3	落石、雪崩、土砂崩落等の 防護施設		落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設 が必要な場合	防護施設の内容	
	4	交通誘導警備員の配置	0	交通誘導警備員の配置を指定する場合	延べ人数	設計書による。
					配置時間	交通誘導警備員B:8:00~17:00
	5	有毒ガス及び酸素欠乏等 の対策		有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合	換気設備等の内容	
	6	高所作業		高所作業で落下・墜落等対策を指定する場合	指定の内容	

		明示項目	適	明示が必要な場合	明示事項	内容
Е	1	一般道の使用	用	搬入経路、使用時間、使用時間帯等に	7.7.7	יים
エ		,,,,,,,		制限がある場合	制限される工事用資機材の搬入経路	
事用					制限される使用期間	
道				搬入、搬出路の使用中及び使用後の処置	制限される使用時間帯	
路関		仮道路		が必要である場合 仮設道路を設置する場合	使用中・使用後の処置内容	
係	2	以坦时			仮設道路の仕様	
					安全施設等の設置期間	
					工事終了後の措置(存置又は撤去)	
				仮設道路の維持補修が必要である場合	内容	
F 仮	1	仮設 (仮土留、仮橋、足場等)		仮設物を他の工事に引き渡す場合及び 引き継いで使用する場合	仮設備の内容	
設					仮設備の期間	
関係					仮設備の条件	
171				仮設の構造、工法及びその施工範囲を指 定する場合	仮設備の構造、施工方法、施工範囲	
				仮設の設計条件を指定する場合	設計条件の内容	
				水替・流入防止施設が必要な場合	内容、期間	
G	1	建設発生土の搬出		建設発生土が発生する場合	受入場所及び仮置き場所までの距離	設計書による。
建設			0		処分又は保管条件	
副	2	建設副産物の利用		現場内での再利用又は減量化が必要な場 合	現場内利用の内容	
産物					減量化の内容	
関係	3	建設副産物及び建設廃棄 物の処理	0	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合	処理方法、処理場所等の処理条件	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理する。
				再資源化処理施設又は最終処分場を指定 する場合	受入場所、距離等の処理条件	
H工事支障物	1	工事支障物件協議		地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合	支障物件名、管理者名、位置、移設時期、工事方法、防護等	
件等				地上、地下等の占用物件に係る工事期間と 重複して施工する場合	エ ずいむ	
	1	薬液注入		薬液注入を行う場合	工事期間	
I 薬液注入関	•				設計条件、施工工法等	
係				周辺環境に与える影響の調査が必要な場合 合	周辺環境調査の内容	
J そ	1	工事用資機材の保管及び 仮置き		工事用資機材の保管及び仮置きが必要な 場合	保管及び仮置き場所、期間、保管方法等	
のし		工事現場発生品		工事現場発生品がある場合	品名・数量、現場内での再使用の有無 引渡場所	
他	3	支給品及び貸与品		支給材料及び貸与品がある場合	品名・数量・品質	
					規格又は性能	
		<u> </u>			引渡場所•引渡期間	
	4	関連機関との近接協議			近接協議に係る条件及び内容	
	5	架設工法		架設工法を指定する場合	施工方法	
					施工条件	
	6	工事用水、電力		工事用水を指定する場合	工事用水の内容	
				工事電力を指定する場合	工事電力の内容	
	7	新技術・新工法・特許工法		新技術・新工法・特許工法を指定する場合	工法の内容	
	8	部分使用		部分使用を行う必要がある場合	部分使用箇所	
					部分使用時期	
	9			 共通仕様書に記載のない施工方法を指定す	指定内容	
	10	その他		施工管理基準に記載のない施工管理(出来		
	11			景観に配慮し、構造物の色彩やデザイン等		
ldot						